

アナ	皆さま、こんにちは。長寿医療ひとくちメモのお時間です。 今週来週と、長寿医療制度に関する様々な情報をお届けします。今日は第1回目ということで、この制度の概要について、制度を運営しております栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんに伺いたいと思います。〇〇さん、よろしくお願いします。
〇〇	はい、よろしくお願いします。
アナ	早速ですが、〇〇さん、昨年4月から始まった後期高齢者医療制度、通称は長寿医療制度ですが、この制度が出来た背景について、改めて伺いたいんですが。
〇〇	はい、この制度が生まれた理由の一つとして、高齢化の進展に伴う医療費の増加ということが挙げられます。国のデータによりますと、国民全体の医療費の合計が、平成17年度には約33兆円になっていまして、いわゆる団塊の世代の方々が75歳となる20年後には、約2倍になると試算されています。
アナ	ずいぶん増えるんですね。少子高齢化に伴って、今後ますます医療費が増える、現役世代へは、ますます負担がかかる、とよく言われていますよね。
〇〇	その現役世代への負担に関してなんですが、昨年3月までの高齢者の方々に対する医療については、老人保健制度によって行われていましたが、この制度は、運営が市町村、必要な財源は、税金と現役世代からの拠出金でまかなうという方法をとっていました。しかし、この現役世代からの拠出金には上限がないことで、現役世代と高齢者世代の費用負担関係が明確となっていませんでした。これらの問題をどのように解決するかということについて、国では10年近く様々な検討を重ねてきたというわけです。
アナ	なるほど、それで、その辺りを明確にして、少子高齢化の進む中でも、高齢者の方々の医療を社会全体で支えることができる様に、この長寿医療制度が出来たわけですね。
〇〇	はい。現在、栃木県内の被保険者数は約21万人となっていて、お一人お一人に保険料を負担していただいています。そしてそのお預かりした保険料で全体の医療費の1割を担っていて、では残りの9割はどうするのかということですが、これは国や県、それから市や町で5割を、そして現役世代からの支援金で4割を負担するという、まさに社会全体で支えるという仕組みになっています。
アナ	それと、この制度の対象者は、75歳以上の方で、保険料の支払は年金からのいわゆる天引き、ということが基本でしたよね。
〇〇	はい、この制度では75歳以上の方と一定の障がいをお持ちの65歳以上の方が被保険者となっています。それと、保険料の支払方法ですが、年金から差し引かれる特別徴収という方法、それと納付書で支払っていただく普通徴収という2つの方法があります。また、昨年の途中から、年金から支払っていた方の場合、口座振替にも変更することができるように見直されましたので、詳しくはお住まいの市や町の長寿医療担当課にご相談いただきたいと思います。
アナ	ありがとうございました。この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805 までお願いいたします。明日は、この保険料についてももう少し詳しく伺いたいと思います。 〇〇さん、今日はありがとうございました。
〇〇	ありがとうございました。